

認知症疾患医療センター一覧

【基幹型 / 全域型】

奈良県立医科大学附属病院

住 所：橿原市四条町 840

TEL 0744-22-3132

【地 域 型】

財団法人信貴山病院 ハートランドしぎさん（西和地区）

住 所：生駒郡三郷町勢野北 4-13-1 TEL 0745-31-3345

社会医療法人健生会 吉田病院（北和・東和地区）

住 所：奈良市西大寺赤田町 1-7-1 TEL 0742-45-6599

医療法人鴻池会 秋津鴻池病院（中和・南和地区）

住 所：御所市池ノ内 1064 TEL 0745-64-2069

地域包括サポートセンター一覧

地域包括サポートセンター田原本園……………TEL 33-6066 FAX 33-8755
（田原本町味間 523-1）

地域包括サポートセンター愛和園……………TEL 32-2220 FAX 32-2711
（田原本町秦庄 334-1）

地域包括サポートセンターサンライフ田原本…TEL 32-2244 FAX 34-3345
（田原本町小阪 305-1）

地域包括サポートセンターすいせんの丘……………TEL 34-2303 FAX 34-2304
（田原本町平田 272-1）

お問い合わせ先

田原本町役場 長寿介護課 地域包括ケア推進係

田原本町地域包括支援センター

田原本町 890-1 TEL 0744-34-2104

FAX 0744-34-0294（田原本町地域包括支援センター）

笑顔で広げよう

認知症ケア

正しく知って地域の支援を活用しましょう



田原本町

パート1 認知症を知りましょう

パート2 認知症をケアしましょう

パート3 認知症の進行に合わせた支援について

パート1 認知症を知りましょう



認知症とはどんな病気なのか

認知症は脳の病気です

年を取れば誰でも、もの忘れなどをするようになりますが、認知症はさまざまな原因によって引き起こされる脳の病気です。記憶や思考などの能力が少しずつ低下して、日々の生活に支障が出るようになります。原因となる脳の病気や障害が出る脳の部位などによってさまざまな種類や症状があります。



●主な認知症の種類と特徴

アルツハイマー型認知症

いちばん多い認知症です。脳の機能が全般的に低下していきます。昔のことはよく覚えていますが、最近のことは忘れてしまいます。



脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血などの病気で、病変部分の脳細胞の働きが失われることで発症します。脳梗塞の再発などで症状が段階的に進みます。



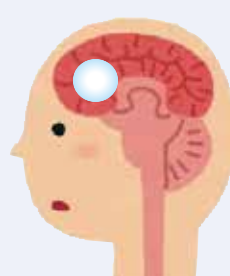
レビー小体型認知症

脳にレビー小体という物質（タンパク物質）が蓄積されて発症します。現実にはないものが見える幻視や、手足が震えたり筋肉が固くなるといった症状が現れます。



前頭側頭型認知症

脳の前頭葉や側頭葉が萎縮して発症します。感情の抑制がきかなくなったり、社会のルールを守れなくなるといったことが起こります。



厚生労働省「認知症施策の総合的な推進について」（平成元年6月20日）より引用

診断が遅れがちな「若年性認知症」

若年性認知症とは64歳以下で発症した認知症をいいます。発症年齢が働き盛りのため、もの忘れなどの症状があっても、その原因が認知症と気づかれにくい傾向があります。もの忘れや仕事や家事のミスが続くなど、気になる症状がある場合は早めに医療機関を受診しましょう。

認知症と間違えやすい「うつ病」

高齢期は近親者との死別など「うつ病」になりやすい環境にありますが、うつ病による一時的な記憶力の低下などを認知症の症状と間違えてしまうことがあります。正しい診断や治療のためにも、認知症が疑われる症状があったら早めに専門医に受診しましょう。



早めの相談や受診が大切です

まずは「かかりつけ医」に相談

「もしかしたら？」と思っても、どの病院に行けばよいかわからない場合は、まずは「かかりつけ医」に相談しましょう。

また、地域包括支援センターやお近くの地域包括サポートセンター（裏表紙参照）でも、症状などに合わせて専門の医療機関を紹介してもらえます。



なぜ、認知症は早期発見が大切なのか

それは認知症が時間とともに進行する病気だからです。完治が難しい病気ともされていますが、早期に発見して適切に対処すれば、その人らしい充実した暮らしを長く続けることができます。

特に、軽い記憶障害などはあっても日常生活は大きな支障がなく送れている**軽度認知障害（MCI）**の段階で発見できれば、認知症への移行の予防や先送りができます。



早期発見による3つのメリット

メリット1

治療で改善が期待できる

認知症の原因になる病気はさまざまですが、早期に発見して早期に適切な治療をはじめると、年齢相応まで改善が期待できるものがあります。

メリット2

今の状態を維持できる

症状が悪化する前に適切な治療やサポートをすることで今の状態を維持し、進行のスピードを遅らせることができる場合があります。

メリット3

事前に準備ができる

本人や家族が話し合って治療方針を決めたり、利用できるサービスを調べたりして「認知症に向き合う準備」を整えることができます。

認知症の疑いがある家族から受診をすすめるコツ

もの忘れが多くなったなど本人に自覚がある場合でも、認知症に対する不安は大きなものです。本人に自覚がない場合はなおさらで、強引に認知症の受診をすすめても拒まれてしまうことがよくあります。事前に、かかりつけ医などと相談し、直接認知症とは関係しないことを受診理由にするなど、なるべく不安をあおらない方法で誘ってみましょう。

上手な受診のすすめ方の例

- 高齢期の健康維持のための全身の健康チェックとして誘う。
- ほかの不調なところを理由に誘う。
- 家族が受診する際の「つきそい」として同行してもらう。
- かかりつけ医にすすめてもらう。



認知症はどんな症状が出るのか



「認知機能障害」と「行動心理症状」があります

認知症の症状には、共通してあらわれる「認知機能障害」（中核症状）と、本人の性格や生活状況、あるいはケアの仕方などが影響して起こる二次的な「行動・心理症状」（BPSD）があります。「行動・心理症状」は人によってさまざまですが、適切な治療やケア、周囲の対応などで改善が期待できます。

認知症によって脳の機能が低下

主な認知機能障害（中核症状）

- 記憶障害** ついさっきのことや知っているはずのことを忘れてしまう。
- 見当識障害** 日時や場所、人間関係などがわからなくなる。
- 失行・失語** 服を自分で着られなくなったり、うまく話せなくなったりする。
- 実行機能障害** 料理の手順や旅行の計画が立てられなくなる。
- 判断力障害** 複雑な話が理解できず、わずかな変化にも対応できなくなる。



本人のもともとの性格や素質

ストレスの多い生活環境やケア、周囲との人間関係など

主な行動・心理症状（BPSD）

- 行動症状**
 - 暴言 ● 暴力 ● 食行動の異常
 - 不潔行為 ● 活動量の低下
- 心理症状**
 - 不安 ● 焦燥 ● 興奮
 - うつ状態 ● 睡眠障害 ● 妄想



認知症はどんな治療が行われるのか

「薬を使う治療」と「薬を使わない治療」があります

認知症の治療は、「薬を使う治療」と「薬を使わない治療」があり、認知症状の進行を遅らせたり、行動・心理症状をやわらげたりすることなどを目的に行われます。また、脳を刺激して、本人に残された脳の機能を活性化させるために行う治療もあります。

薬を使う治療

アルツハイマー型認知症などでは、認知症状を抑えるための薬が処方され、一定の効果をあげています。また本人だけでなく、家族など周囲の人を混乱させるさまざまな行動・心理症状を軽減させるための薬も処方されます。薬は継続して服用することが大切なので、認知機能の低下による「飲み忘れ」などを防ぐ注意や工夫が必要です。



薬を使わない治療の例

回想法

昔の楽しかったことなどを思い出してもらって脳を活性化させ、心の安定にもつなげます。



音楽療法

楽しい音楽を聴いたり歌を歌ったり楽器を演奏したりして、脳に刺激を与えます。



創作療法

絵画・粘土・手芸など創作活動で感性を刺激し、手先を使うことで脳も活性化させます。



アロマセラピー

心地よい香りで嗅覚を刺激することで、心身の安定や脳の刺激に役立ちます。



治療とともに「ケア（介護）」が大切です

医師などが中心となる治療とあわせ、家族を含めた周囲の適切なケア（介護）も大切です。なるべく平穏に過ごせるように、本人の立場になって考えて意思を尊重し、その人の尊厳を守る心づかいをしましょう。

パート2 認知症をケアしましょう



認知症の人との上手な接し方は

「ケア（介護）」する視点が大切です

家族が認知症を理解していないと、「何度言えばわかるの!」「どうしてそんなことをするの!」などと叱り、認知症の人を傷つけてしまうことがあります。叱るだけでは家族のストレスはたまり、症状も悪化させる悪循環に陥ります。認知症には本人の気持ちや症状に合わせたケア（介護）の視点が大切です。介護関係者などの支援を受け心に余裕をもって接しましょう。

認知症の人の気持ち

たとえ病気の自覚がなくても、認知症の人の多くは「自分に何か異変が起きている」と気づいており、次のような思いを抱えています。きつい言葉や応対はひかえましょう。

不安な気持ち

「自分に何が起きているのか」
「この先どうなるのか」

悔しい気持ち

「何でこれができないのか」
「みんなからバカにされる」

申し訳ない気持ち

「家族に迷惑をかけている」
「もっと役に立ちたい」

認知症の人との接し方ポイント

こんな接し方をしましょう

- できないことを責めるのではなく、できることをほめましょう。
- なるべくポジティブ（前向き・積極的）になれる声かけをたくさんしましょう。
- 笑顔で接し、おたがいに気持ちよくなることを増やしましょう。
- ささいなことでも家庭や社会での役割を担ってもらいましょう。



- 失敗を避けるためにやらせないのではなく、失敗しないように手助けをしましょう。
- 本人の希望や意思、ペース、長年の習慣などを尊重しましょう。

こんな接し方はやめましょう

- 叱りつける ●命令する ●強制する ●子ども扱いする
- 急がせる ●役割を取り上げる ●何もさせない など



こんなときどうする？

こんなとき 食べたはずなのに「ごはん、まだ？」



どうする? 「もう少し待ってください」などと伝え、植木の手入れなど別のことをしてもらって関心をほかにそらしましょう。ちょっとした間食を用意するのも満腹感を呼び覚ます一案です。「さっき食べました」と論ずるのは逆効果です。

こんなとき 「同じことを何度も」話しかけてくる



どうする? 「今日は何曜日？」などと同じ質問を何度もされたり、同じ内容の話を繰り返されたりしても、はじめてされたつもりで丁寧に應對しましょう。時間がないときは「あとでゆっくり聞かせて」と事情を話しましょう。

こんなとき 家族に向かって「どちらさまですか」



どうする? 人間関係がわからなくなり、家族をほかの誰かと間違えたり、知らない人と思ったりしてしまうことがあります。「あなたの子でもでしょ!」などと感情的にならず、本人を混乱させないために、ときには別人を演じましょう。

こんなとき 急に興奮して「攻撃的に」なる



どうする? 認知症の人は周囲が思う以上に日々ストレスがたまっており、ちょっとしたきっかけでイライラが爆発します。「バカにされた」「無視された」など怒りの理由をたずね、こちらに非があれば謝って信頼関係を保ちましょう。

こんなとき 財布などをなくして「盗まれた!」



どうする? 身近で介護する家族などが犯人として疑われます。訴えに耳を傾けて一緒にさがしながら関心をほかにそらしましょう。また、さがしものは本人が見つけれられるようにしましょう。ほかの人が見つけると疑いが深まります。

こんなとき 「外出して迷子に」なってしまう



どうする? 周囲にとっては認知症の症状でも、本人は昔の習慣から「会社に行く」など目的をもって外出します。外出の理由をたずね、本人の思いにそって同行したり引き留めたりしましょう。周囲の人の外出時などは、地域のサービスも利用しましょう。



症状の進行に対応する 「認知症ケアパス」



認知症ケアパスは、認知症の疑いから発症、その進行とともに変化していく状態に応じて、どのような医療や介護などの支援を受ければよいのか大まかな目安を示したものです。認知症の人をケアする事前の準備にも役立ちます。
※ケアパスとは「ケアの流れ」。認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを意味します。

認知症の進行(右へ行くほど時間が経過し症状も進行しています)

認知症の進行

認知症の疑いがある状態

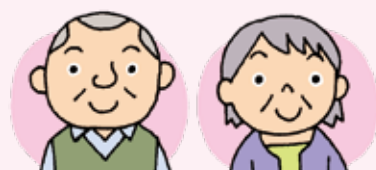
軽い症状はあっても日常生活は自立している状態

見守りがあれば日常生活は自立できる状態

日常生活に手助けや介護が必要な状態

常に介護が必要な状態

この時期の本人の様子や症状



- 物の忘れをしても、本人にその自覚がある。
- 「あれ」「それ」「あの人」など代名詞が増える。
- ヒントがあれば思い出す。

- 同じことを何回も聞く。
- さがしものが増える。
- 買い物の支払いや事務処理でのミスが増える。
- 意欲や自信が減退する。

- 手順の多い料理などができなくなる。
- 時間や曜日だけでなく季節や年次もあやふやになる。
- 感情の起伏が激しくなる。

- 服の着替えが困難になる。
- 「ものを盗まれた」などの被害妄想が増える。
- 家族を他人と間違える。
- 一人で外出して道に迷う。

- 飲食、排せつ、入浴といった日々の行為が困難になる。
- 寝たきりの生活が増える。
- 感覚は残っているが、言葉による意思表示が減る。

家族など介護者の対応のポイント



- 認知症を身近な病気として関心をもつ。
- 認知症を予防する生活改善や、趣味など新たな交流や活動をすすめる。
- 高血圧や糖尿病などの生活習慣病を管理する。

- かかりつけ医や地域包括支援センターに相談する。
- ミスや失敗を責めず、本人の不安をやわらげる。
- 近親者などに伝えておく。
- できるだけ本人の興味をひく活動をすすめる。

- 医療のほか介護保険などの支援についても勉強する。
- 役割を取り上げるのではなく、本人ができない部分を周囲が支援する。

- 家族だけで支えようとしないで、介護保険などの公的サービスなどを積極的に利用する。
- サービスの利用で介護する人の心身の負担を軽くする。

- 設備の整った施設などへの住み替えを考える。
- スキンシップなどコミュニケーションを工夫する。
- 終末期(看取り)に備える。

認知症の進行に合わせて利用できる支援（認知症ケアパス）

認知症の状態に合わせ、介護保険サービスや公的サービス、その他の支援を上手に利用しましょう。

	予 防	初 期	中 期	後 期	
	症状のない時期 (予防の時期)	気づきの時期 (変化が起きた時期)	発症した時期 (日常生活で見守りが必要)	いろいろな症状が出て来る時期 (日常生活に手助け・介助が必要)	身体の動きが悪くなる時期 (常に介護が必要な時期)
相談先 (P12)	①田原本町地域包括支援センター ②田原本町地域包括サポートセンター<詳細は裏表紙をご覧ください> ③奈良県若年性認知症サポートセンター ④若年性認知症コールセンター ⑤認知症初期集中支援チーム				
元気な体を維持したい、 役立ちたい (P12)	①いきいき百歳体操等の通いの場 ②「できる事」増やそう！プロジェクト（地域リハビリテーション活動 支援事業） ③老人クラブ ④シルバー人材センター				
病気について (P13)	①かかりつけ医 物忘れ相談・認知症診察医療機関<一般社団法人奈良県医師会ホームページをご覧ください> ②認知症疾患医療センター<詳細は裏表紙をご覧ください>				
介護・看護 (P13)	 ①通所型サービス事業（デイサービス・デイケア等） ②訪問型サービス（訪問介護・訪問入浴等） ③短期入所サービス（ショートステイ等） ④訪問看護				
生活支援 見守り (P13)	①認知症サポーター ※チームオレンジたわらもと ②高齢者等あんしん見守り事業 ③行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事業 ④緊急通報装置の貸与（緊急通報システム） ⑤配食サービス（食の自立支援事業） ⑥自動車運転免許自主返納事業 ⑦紙おむつなどの支給 ⑧訪問生活支援事業 ⑨救急医療情報キットの配布				
日常の困りごと (P14)	①田原本町消費生活相談室 ②日常生活自立支援事業 ③成年後見制度（法定後見）				
本人と家族の支援 (P14)	①オレンジカフェ（認知症カフェ） ●オレンジカフェ☆トモルテ ●オレンジカフェ＊ひまわり ②認知症の人と家族の会（電話相談） 認知症の人と家族の会 奈良県支部・社団法人認知症と家族の会 ③紙おむつなどの支給				
住まいや施設のこと (P14)	サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム（住宅型・介護型） 介護老人保健施設、グループホーム、介護医療院 軽費老人ホーム、養護老人ホーム 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）				

パート3 認知症の進行に合わせた支援について



①相談先

①	田原本町 地域包括支援センター (34-2104)	高齢者の介護・健康・福祉、医療、権利擁護に関する総合相談窓口です。 悩みや心配ごとについて主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師らが連携して対応します。 また「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症に特化した相談にも応じています。
②	田原本町地域包括 サポートセンター	田原本町から委託を受けた4か所の町内介護事業所が地域で暮らす高齢者の介護・健康・福祉に関する総合相談窓口として対応します。 ※詳しくは裏表紙をご覧ください。
③	奈良県若年性認知症 サポートセンター (0742-81-3857)	65歳未満で認知症になった若年性認知症の方やそのご家族の不安や悩みに医療・介護・福祉・行政・労働などの関係者と連携しながら支援しています。 月・水・木・金 9時～17時 毎月第2土曜日 9時～17時（祝・祭日、年末年始を除く） 出張相談：毎月第2金曜日（祝日を除く） 13時～16時 かしはらナビプラザ 4階市民相談広場（橿原市内膳町1-6-8）
④	若年性認知症 コールセンター ＜無料電話相談＞ (0800-100-2707)	月曜日～土曜日10時～15時 水曜日10時～19時（祝日・年末年始除く） ※若年性認知症コールセンターのホームページ (https://y-ninchisyotel.net/) からメール相談にお進みいただけます。
⑤	認知症初期 集中支援チーム	地域で生活する認知症または認知症の疑いのある方、そのご家族等をチーム員（医療、介護の専門職）が訪問し、適切な支援につなげるために初期支援を行います。 田原本町地域包括支援センター TEL 34-2104

②介護予防・社会参加（元気な体を維持したい、役立ちたい）

①	いきいき百歳体操等の 通いの場	高齢期に弱りやすい筋肉を効率よく鍛えることができる体操です。 サロン等で町内53団体が活動しています（R7年4月現在）。定期的に顔を合わせることが社会参加につながり、お互いの見守りになっています。 田原本町地域包括支援センター TEL 34-2104
②	「できる事」増やそう！ プロジェクト （地域リハビリター ション活動支援事業）	物忘れが原因で日常生活上、課題なりやすい行為（服薬管理など）について、看護師や作業療法士等の専門職が個人宅に訪問し、状態の把握や安全に過ごすための工夫、助言を行います。（3回まで利用可 無料） 田原本町地域包括支援センター TEL 34-2104
③	老人クラブ	地域ごとに組織され、60歳以上の方が加入し、地域社会と交流活動を行っています。 田原本町社会福祉協議会 TEL 34-2118
④	シルバー人材センター	自主・自立、共働、共助の理念のもと、ご自身の体力・能力・希望に応じ60歳以上の健康で働く意欲のある方は何歳まででも働くことができます。会員登録には定められた条件が必要です。 磯城郡シルバー人材センター TEL 34-2054

③病気について

※認知症は誰にでも起こり得る病気です。「認知症かな?」と思ってもなかなか周りに相談できないかもしれません。まずは、かかりつけ医や専門医のアドバイスを受けることが大切です。

①	かかりつけ医	健康に関することを相談できる上、最新の医療情報を熟知し、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療を担う医師です。町内には患者・家族への治療ならびに指導を行う認知症サポート医もいます。
②	認知症疾患医療 センター	県内に認知症疾患医療センターが4カ所あります。 ※詳しくは裏表紙をご覧ください。

④介護・看護

※サービス利用には、要介護（要支援）認定もしくは事業対象者の登録が必要です。詳しくは担当ケアマネジャーまたは長寿介護課 介護認定・高齢者支援係（TEL 34-2103）、地域包括支援センター（TEL 34-2104）にお尋ねください

①	通所型サービス事業 (ディサービス、デイケア等)	要支援者等に対して、事業所などによる生活機能向上の訓練、レクリエーション、交流のを日帰りで提供します。
②	訪問型サービス (訪問介護、訪問入浴等)	ホームヘルパー等が自宅に訪問し、利用者が自立した生活が送れるよう、日常生活上の支援を行います。介護が必要な方には身体介護や日常生活上の世話を行います。
③	短期入所サービス (ショートステイ等)	特別養護老人ホーム等や老人保健施設等に短期入所して、食事・入浴等の日常生活上の世話や生活機能維持・向上訓練を行います。
④	訪問看護	看護師等が訪問し、看護や療養上の世話や助言等を行います。 主治医の訪問看護指示書が必要です。

⑤生活支援 見守り

①	認知症サポーター※ ※チームオレンジ たわらもと	認知症に対する正しい知識と理解を深め、認知症の人や家族を支援します。 町では認知症サポーターになるための養成講座を開講しており、各自治体での見守り活動に繋がっています。（3名以上集まっていたいただいた団体には出張講座を行っています） 田原本町地域包括支援センター TEL 34-2104 認知症に関する各種の講座を受講、修了した地域住民を中心に構成されたチームです。 地域での見守り活動や行政が主催する事業への参画等、認知症施策について一緒に取り組んでいます。
②	高齢者等 あんしん見守り事業	一人歩きで行先や目的地が分からなくなった場合を想定し、事前に登録しておくことで警察や行政等において情報を共有し、速やかな発見・保護につなげていきます。「見守りシール」を衣服や靴などに貼ることで捜索対応を円滑に行うことが出来ます。 田原本町役場 長寿介護課 地域包括ケア推進係 TEL 34-2104
③	行方不明高齢者等SOS ネットワーク事業	警察への届出や行政への相談があった場合、あらかじめSOSネットワーク協定の契約を結んでいる関係機関で情報を共有し、速やかな発見・保護につなげていきます。 田原本町役場 長寿介護課 地域包括ケア推進係 TEL 34-2104

④	緊急通報装置の貸与 (緊急通報システム)	在宅でおおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者等で、町県民税非課税世帯の方に緊急通報装置を貸与します。運用には協力員が必要など、その他条件があります。詳しくは下記担当係まで。 田原本町役場 長寿介護課 介護認定・高齢者支援係 TEL 34-2103
⑤	配食サービス (食の自立支援事業)	おおむね65歳以上で一人暮らしの高齢者もしくは高齢者同士の世帯に栄養バランスの取れた食事を配達し、併せて安否確認を行います。食の自立を目的としたプランに基づき利用の決定をします。 田原本町役場 長寿介護課 介護認定・高齢者支援係 TEL 34-2103
⑥	自動車運転免許 自主返納事業	65歳以上の方で運転免許証を自主返納した方に1人1回限り、タワラモントクシー利用券を12枚交付します。 田原本町役場 長寿介護課 介護認定・高齢者支援係 TEL 34-2103
⑦	紙おむつの支給	おおむね65歳以上かつ、在宅で介護されている方で次の①～③のいずれにも該当する方が対象です。 ①要介護認定「要介護3」以上 ※「要介護3」の場合は一定条件あり ②常時失禁状態にあること ③町県民税非課税の方であること 田原本町役場 長寿介護課 介護認定・高齢者支援係 TEL 34-2103
⑧	訪問生活支援事業	・おおむね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で家事の援助が必要な方の自宅に訪問し、簡易な家事の援助や助言を行います。 ・週に1～2回、1～2時間程度まで、1時間当たり、210円の自己負担が必要です。 田原本町役場 長寿介護課 介護認定・高齢者支援係 TEL 34-2103
⑨	救急医療情報キットの 配布	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯に「緊急連絡先」「かかりつけ医」「持病」などの情報を記入した用紙を容器に入れ、冷蔵庫に保管することで、もしものときに迅速な救急活動につなげます。 田原本町役場 長寿介護課 介護認定・高齢者支援係 TEL 34-2103

⑥ 日常の困りごと

①	田原本町 消費生活相談室	契約や悪質商法におけるトラブル、製品・食品やサービスによる事故トラブル等で困った際に相談できます。 田原本町役場 住民保健課 戸籍住民相談係 火曜日、金曜日 10時～15時 TEL 32-2901(代)
②	日常生活自立支援事業	認知症、精神障害・知的障害により、判断力が不十分な方への福祉サービス利用や日常生活にかかる金銭管理などの支援を行います。利用者との契約に基づいて行い、利用には1時間あたり1,200円(以降30分ごとに600円)と交通費の自己負担があります。 田原本町社会福祉協議会 TEL 34-2118
③	成年後見制度 (法定後見)	認知症などの理由で適切に判断することが難しくなった場合、本人の意思を尊重しながら財産、権利を守る制度です。 権利擁護支援にかかる「中核機関」を運営しています。 田原本町地域包括支援センター TEL 34-2104



⑦ 本人と家族の支援

①	オレンジカフェ (認知症カフェ)	認知症の方と家族・医療・介護の専門職、地域の方など、認知症にいろいろな形でかかわる方々が集まって、認知症への正しい理解を深めながら交流するための場です。 ▶オレンジカフェ☆トモルテ ※事前予約が必要です。 ・最近、もの忘れが気になる方や、認知症と診断された方が気軽に集い、交流できる場です。ご興味のある方はどなたでも参加いただけます。 ・月1回 13時30分～14時30分 田原本町地域包括支援センター TEL 34-2104 ▶オレンジカフェ*ひまわり ※事前予約が必要です。 ・認知症の人やその家族、ケアの専門職が集い、介護の悩みや体験を話したり、相談・情報交換をしたりしながら和やかに交流を図ります。 ・月1回 14時～15時30分 田原本町地域包括支援センター TEL 34-2104
②	認知症の人と家族の会 (電話相談)	・公益社団法人認知症の人と家族の会奈良県支部 TEL 0742-41-1026 ＜相談受付＞ 火・金曜日10時～15時、土曜日12時～15時 ・公益社団法人認知症の人と家族の会 TEL 0120-294-456 ＜相談受付＞ 月曜日～金曜日 10時～15時 ※携帯電話・スマートフォンからの相談は 050-5358-6578 (通話料有料)

⑧ 住まいや施設のこと

※詳しくは「介護保険のパンフレット」をご参照ください。

・有料老人ホーム (住宅型・介護型)	高齢者が暮らしやすいように配慮した「住居」になっています。有料老人ホームでのサービス内容や入居に際しての条件等は有料老人ホームによって異なりますので、施設に直接お問い合わせください。
・サービス付き 高齢者向け住宅	一定の居住面積と設備を備え、バリアフリー住宅に、安否確認や生活相談サービスがついた高齢者向けの住宅。サービス内容や入居条件等は施設によって異なりますので、施設に直接お問い合わせください。
・介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを一定期間受けることができます。 ※要介護認定が必要です。要支援の方は利用できません。
・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で在宅での生活が難しくなった方が介護を受けながら生活できる施設です。 ※原則、要介護3～5の認定が必要です。
・グループホーム	認知症の方が共同生活を送りながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。 ※要介護認定が必要です。要支援1の方は利用できません。
・介護医療院	療養上の管理、看護、医学上の管理のもとにおける介護や機能訓練、その他必要な医療や、日常生活上の世話を受けることができます。 ※要介護認定が必要です。要支援の方は利用できません。
・軽費老人ホーム	家庭環境、住宅事情などで在宅生活が難しい60歳以上の方が低額な料金で利用できる施設です。詳細は直接施設にお問い合わせください。
・養護老人ホーム	環境上の理由や経済的理由により居宅生活が困難になった65歳以上の方が入所し、養護を受ける施設。 田原本町役場 長寿介護課 介護認定 高齢者支援係 TEL 34-2103